

甲賀市人権総合計画

《概要版》

「人権尊重」を・・・

し
っ
て
い
る

から

し
て
い
る

へ

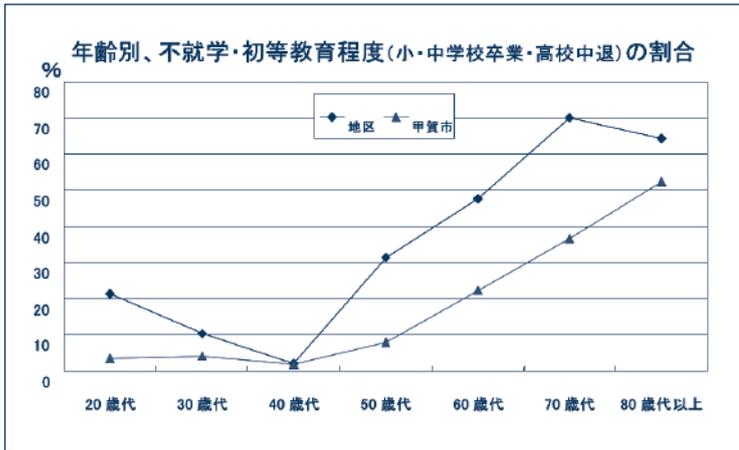


知っていることを行動に移してみませんか？

甲賀市

同和問題 ～部落の完全解放の実現～

総合実態調査



■現状と課題

平成19年（2007年）4月に実施した総合実態調査において、甲賀市内の地区の生活実態をみると、同和対策事業の成果もあり、地区外との格差は解消に向けて進んでいます。教育・就労・結婚については依然として解決すべき課題が残されています。

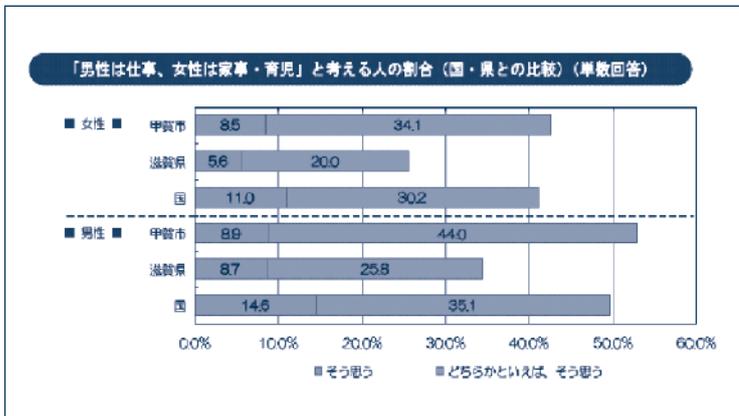
また、社会の現状では部落差別につながる恐れのある身元調査、差別落書き、インターネット掲示板への差別書き込みなど、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を絶たない状況があります。甲賀市においても公共施設等に部落差別を扇動する内容の差別落書き等が発生しており、心理的差別の解消に向けた取り組みが重要です。

施策の目標

部落の完全解放の実現に向けて、地域や個人に残された課題を的確に捉えて施策を実施し、今日までの同和対策の成果を活かして取り組みます。

女性 ～男女共同参画社会の実現～

甲賀市男女共同参画意識調査



■現状と課題

甲賀市男女共同参画意識調査において、「男性は仕事」「女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識を持っていることについて、男性では5割強の人が、女性では4割強の人が回答しています。これは、滋賀県や全国の同様の調査結果よりも高い割合になっています。

また、働くことは経済的自立を可能にするとともに、社会参加のためのひとつの手段であり、その権利は男女に関係なく保障されるべきものです。甲賀市内の女性の雇用形態は半数以上が非正規雇用であることが総合実態調査結果に出ています。

これは、女性が家事育児に対する負担が多いため、正規雇用としての就業が難しいこと、また正規雇用であっても、出産育児により一時的に休職せざるを得ない状況があり、復帰後の職場の確保が困難であるという要因があります。

女性が自分らしく生き活きと、家事育児だけに縛られず、社会で活躍できる環境づくりが求められています。

また、女性に対する暴力について、実際にドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験を持つ女性が約10%、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を受けた経験のある女性が約20%という結果が市男女共同参画意識調査において出ており、DVやセクハラは早期根絶を図るべき課題です。

施策の目標

あらゆる分野において男女が互いに認め合い、対等なパートナーとして活躍できる男女共同参画社会の構築をめざします。

子ども ～子どもの人権を尊重する社会の実現～

■現状と課題

全国的な少子化傾向の中で、甲賀市においても18歳未満の子どもの数が減少しています。

また、世帯構成も核家族（夫婦と子どもの世帯）世帯の割合が最も多く、少子高齢化、核家族化が進んでいます。

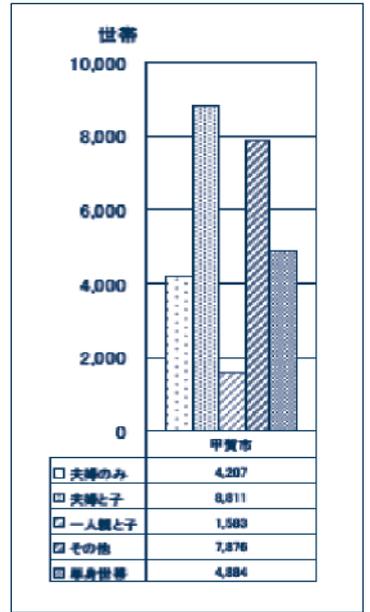
少子化、核家族化が進むにつれ、地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域での養育力が低下してきています。このような中、子育てをめぐる不安や葛藤のほか様々な要因を背景として、育児疲れや児童虐待などが増加しています。

児童虐待は、子どもたちの心と体に深い傷を残し、全国的には死亡に至る事例も発生していることから、深刻かつ重大な社会問題となっています。

家庭や地域社会などがそれぞれの立場から子育てを支援し、子どもの人権を擁護していく取組みを進める必要があります。

学校においても、いじめや不登校の問題が深刻化しています。学校におけるいじめを起こさない、許さない、いじめに気づく風土づくりが必要です。指導者にはいじめを見抜く力を付けることが求められています。また、いじめにあったとき、安心して相談できる体制を作る必要があります。子どもと保護者、保護者と校園、指導者間同士、学校と地域との連携も密にする必要があります。いじめだけでなく、暴力、犯罪などから子どもの権利を守らなければなりません。子どもが安全に、自由に、自信を持って生活できる環境をつくる必要があります。

世帯構成（国勢調査）



施策の目標

いじめや体罰・児童虐待をなくすとともに、子どもが健やかに成長できる社会を構築し、子どもの持つ可能性を最大限まで伸ばすことができるよう保護・育成することに努めます。

高齢者 ～生きがいと喜びのある高齢社会の実現～

■現状と課題

甲賀市では、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が平成17年（2005年）で19.8%であり滋賀県の平均18.1%を上回っています。総合実態調査では高齢者のみの世帯が全体の13.7%を占めているという結果が出ており、介護が必要な年代は70歳代・80歳代が高くなおかつ主な介護者が配偶者という割合が高い結果が出ています。介護が必要な高齢者が増加する中で、介護が必要な期間の長期化、主な介護者の高齢化、介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待などの様々な権利侵害が社会問題となっています。

また保健福祉サービスや医療制度が整っていても、家庭環境や社会構造等の原因により、正しい情報や必要なサービスを受けることができない高齢者に対し、行政・家庭・地域が連携し、スムーズにサービスを受けられるシステムづくりが必要です。

一方、健康な高齢者もたくさんおられ、その豊かな経験と知識を発揮しながら各方面で活躍されています。学習、スポーツ、文化、ボランティアなど高齢者の活動範囲は多岐に渡り、高齢者がこれまで以上に社会の様々な分野での活躍が期待されており、高齢者が永年積み上げてきた知識と経験を有効に活用できる場の確保や情報提供を行うことが重要です。

総合実態調査

表 1-2-8 介護・介助の必要性			表 1-2-9 主な介護者		
	総数	介護の必要あり 人数 %		人数	%
10歳未満	416	5 1.2	配偶者	90	29.6
10歳代	485	3 0.6	子	57	18.8
20歳代	522	14 2.7	子の配偶者	23	7.6
30歳代	602	12 2.0	父母	24	7.9
40歳代	533	9 1.7	その他の親族	5	1.6
50歳代	822	33 4.0	ホームヘルパーやガイドヘルパー	24	7.9
60歳代	669	37 5.5	その他	15	4.9
70歳代	517	70 13.5	無回答・不明	66	21.7
80歳以上	313	109 34.8	合計	304	100.0
無回答・不明	172	12 7.0			
合計	5,051	304 6.0			

施策の目標

高齢者が自立し、生きがいと喜びをもち、健康な生活を営むことができるよう支援するとともに、介護を必要とする状態になっても、個人としての尊厳を保ち、機能回復と健康保持を中心とした社会づくりを進めるための施策を推進します。

障がいのある人 ～障がいのある人の自立と社会参画の実現～

■現状と課題

近年、「ノーマライゼーション」、(すべての人が平等に社会の一員として自立した生活を営むことができる社会)「バリアフリー」(公共の建築物や道路、住宅等を、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計にすること。)[ユニバーサルデザイン](すべての人に対して、便利でやさしく、快適さを提供する考え)という言葉が日本国内においても徐々に日常生活に浸透してきています。これらの理念を推し進め、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

障がいの状況に関係なく、自らの意思で選択し必要な支援を受けられることが求められており、障がいのある人への福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、自立と社会参加を実現することが課題となっています。また、障がいのある人に対する誤った認識や偏見が社会に存在しており、予断や偏見を取り除く必要があります。

施策の目標

障がいのある人も無い人も、ノーマライゼーションの理念の下に、暮らしの場である地域で安心して生活できるまちづくりの施策を推進するとともに、心のバリアフリーの醸成に努めます。

外国人 ～多文化共生社会及び外国籍市民の人権保障の実現～

■現状と課題

平成19年(2007年)12月時点で甲賀市の総人口の約3%にあたる3,126人の外国籍市民が生活されており、その内52%がブラジル国籍の方です。様々な言葉や習慣の違う外国籍市民が生活する場合、行政をはじめ地域・企業などからの情報が理解できない、情報そのものが伝わらないといったことが多々あり、特に義務教育や保健福祉といった最低限の生活保障が充分に行き届いておらず、多くの外国籍市民が常に何らかの不安を抱えて生活している現状があります。外国籍市民に対する行政サービスを充実させることや、地域においても日本人と外国籍市民が積極的にコミュニケーションを図っていく必要があります。

また、かつての日本の植民地支配の歴史的経緯の中で、日本での在住を余儀なくされた在日韓国・朝鮮の人々に対する民族性を否定してきた意識が今なお日常生活の中で、偏見や差別といった形で残されています。

こうした歴史的な背景、言葉や習慣などそれぞれの違いを認め合い、対等な関係を築き上げることで、同じ地球市民であることの理解ができます。外国籍市民と共に助け合い、理解し合いながら暮らしていける多文化共生の地域づくりが緊急の課題であり、教育啓発を含めた取り組みが必要です。

施策の目標

日本と諸外国との歴史や関係を知り、言語・習慣・文化などの違いを認め合い、相互に尊重しあいながら、市民として必要な生活保障を受け安心して暮らすことのできる共生社会を実現していくための施策を推進します。

その他様々な人権問題等

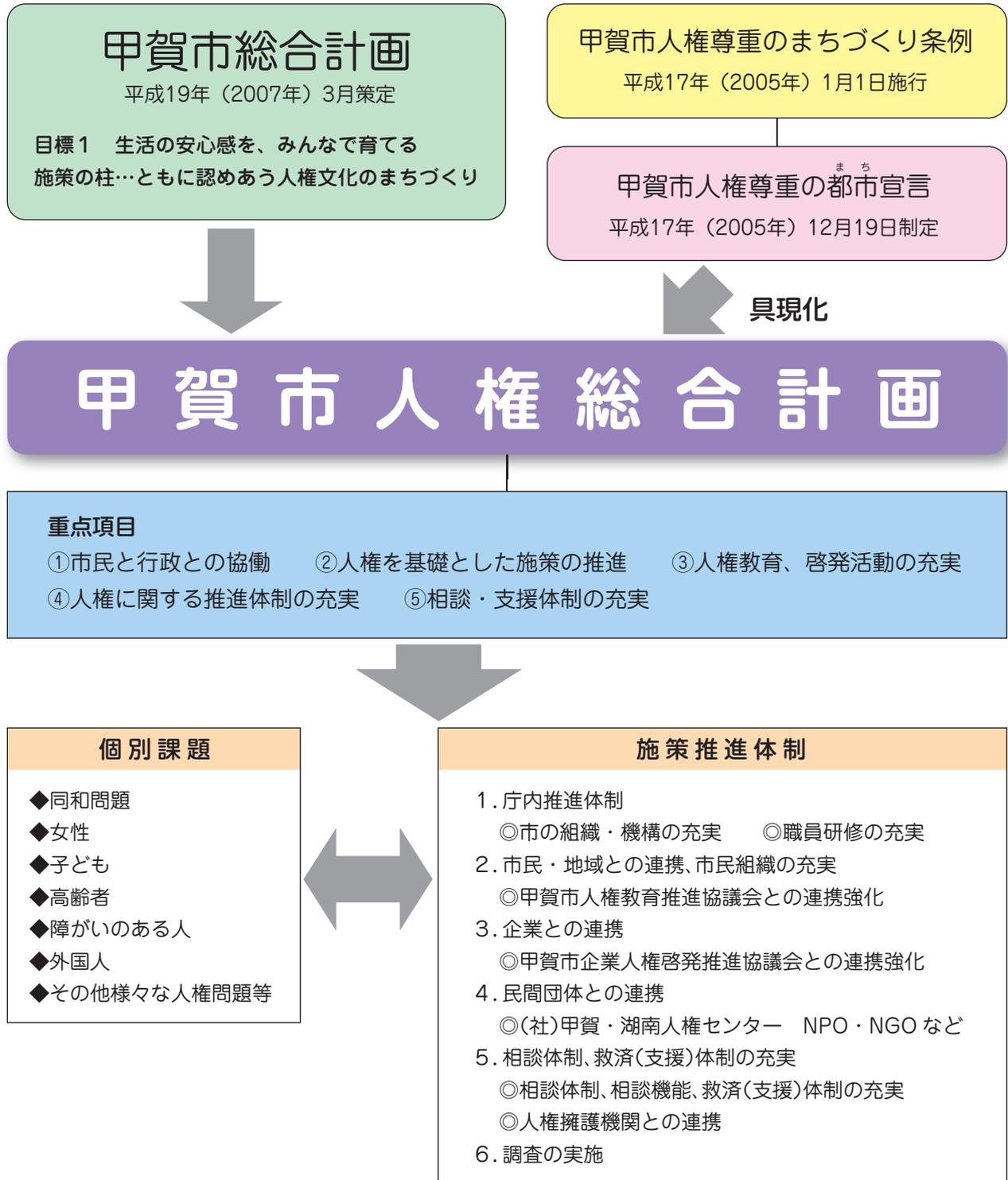
■現状と課題

これまで挙げてきた6つの個別課題のほかにも患者・刑を終えて出所してきた人・犯罪被害者・ひとり親家庭等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。また、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題も発生しています。

さまざまな人権問題については、法律の制定など一定の対応が図られているものもありますが、依然として社会的な認知度が低いのが現状です。これらが人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進していきます。

計画策定の趣旨

人権総合計画は、市総合計画に沿って、甲賀市人権尊重のまちづくり条例がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具
体化していくことを目的として策定しました。



計画策定の期間

初年度を平成20年度（2008年度）とし平成28年度（2016年度）を目標年度とします。また、中間年の平成23年度（2011年度）には、計画の進捗状況と社会情勢の変化や国内外の動向、市民のニーズなどに応じた適切な施策のための見直しを行います。

甲賀市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月20日
条例第196号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

（施策の推進）

第5条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（教育、啓発活動の充実）

第6条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

（調査等の実施）

第7条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

（推進体制の充実）

第8条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第9条 市は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

甲賀市人権尊重の都市宣言

わたしたち甲賀市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに暮らせることを願っています。

しかしながら、社会は今なお人権侵害があとをたたないのが現実です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念に基づき、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない「あふれる愛」と希望に満ちた都市を築くため、ここに緑豊かなふるさと甲賀市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成17年（2005年）12月19日

甲賀市人権総合計画 概要版

発行：甲賀市 市民環境部 人権推進課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053 TEL.0748-65-0694 FAX.0748-63-4582

<http://www.city.koka.shiga.jp/>